

# 地水火風 24

牧野恒一

## 雑居ビルの防災対策と消防法改正

消防法が改正され、4月26日に告示された。この改正は、昨年9月1日に新宿歌舞伎町で発生した雑居ビル火災（44人死亡）を契機として行われたものだ。本稿では、この消防法改正について見てみよう。

### [歌舞伎町雑居ビルの火災]

昨年9月1日未明、新宿歌舞伎町の雑居ビル「明星56ビル」の3階エレベーターホール付近で発生した火災は、3階のゲーム麻雀店に延焼するとともに、屋内階段を經由して4階に延焼し、4階のキャバクラに延焼拡大した。このため、3階で17人が、4階では27人が避難出来ずに死亡する惨事となった。当時3階以上の階にいて避難できたのは、3階の窓から飛び降りた従業員3人だけだった。

この火災による死者数は、延べ面積500㎡程度の小規模なビルとしては戦後最大で、都内で発生した火災としても、ホテルニュージャパンの火災（昭和57年2月、33人死亡）を上回る戦後最大の被害となった。

このため、総務省消防庁では、この種の事故の再発防止対策について消防審議会に諮問し、昨年12月に答申を得ている。今回の改正は、その答申を踏まえたものである。

### [多数の死者が発生した原因]

小規模ビルの火災であるにもかかわらず、このように多数の死者が発生した原因は、階段室への物品の放置、1本しかない直通階段の付近から出火したため直後から避難経路が使用不能になったこと、防火戸が閉鎖しなかったため火煙が急激に店舗内に流入したことなど、いろいろあるが、要するに、このビルには消防法令や建築基準法令違反が多数あり、防火安全対策が極めて不備だったのである。

この火災の後に消防庁が全国の消防機関に指示して行った一斉立入検査では、9割を超える雑居ビルに何らかの消防法令違反があることが判明し、明星56ビルと似たり寄ったりの危険なビルが全国的に野放しになっている実態も改めて明らかになった。

このため、違反是正の徹底方策と、自主的に防火管理の徹底を図る仕組みの導入を中心とする消防法改正が行われたのである。

### [違反是正の徹底]

「違反是正の徹底」については、営業形態が多様で中には悪質な経営者もいる中小雑居ビルの実態を踏まえ、立入検査を行う消防機関に強力な権限が付与された。

まず、これまで、原則として日中または営業時間中とされていた立入検査の時間制限を撤廃して、いつでも予告なしに立入検査ができることとするなど、立入検査に際して消防機関に課せられていた制限が大幅に見直された。

また、これまで消防機関は、立入検査で違反を発見しても、主として「指導」により違反是正を進めてきた。相手に遵法精神がある場合はこのようなやり方でも効果があるのだが、中小雑居ビルの関係者の中には、必ずしも遵法精神がない者も見られる。そのような

者に対しては、措置命令や使用禁止命令などの法的措置を講じないと違反が放置されたままになってしまうのだが、これまでは、このような法的措置を発動するための要件があまり明確でなかった。このため、現場の消防機関が法的措置をとることを躊躇することもあったことから、今回の改正では、命令等の発動要件が明確化された。

さらにこれまでは、措置命令を発するのは法律上「消防長又は消防署長」に限定されていたため、立入検査を行った消防職員が違反を発見した場合、消防署に戻って手続きをした後でなければ命令を発することができない、という仕組みだった。階段に多数のビールケースが放置されるなど、火災予防上危険な場合や避難上障害になるような場合には、このような仕組みでは直接人命危険に関わることもありうる。このため、この種の物件を除去するなどの一定の命令は、「消防長又は消防署長」に加えて「その他の消防吏員」でも発することが出来ることとされ、消防吏員が立入検査で放置物件等を見つけたら、その場で直ちに除去命令を発することが出来るようになった。

また、消防機関は、措置命令等が発した場合に、標識を設置したりしてその旨を公示することが義務づけられたため、利用者等はそのビルが消防機関に措置命令を受けている危険なビルであることを知ることができるようになった。これにより、利用者等に安全に関する情報が提供されるとともに、ビルの関係者は違反是正についての強烈なプレッシャーを受けることになる。

罰則が強化されたことも特筆される。各種違反における懲役の長さや罰金の額がおおむね2倍から3倍に引き上げられた。特に、措置命令が発せられたのにそれを履行しなかったために使用停止命令が課せられ、その命令にも違反して営業を続けた場合には、責任者に3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金が科せられるだけでなく、法人に対しても最高1億円の罰金が科せられることとなった。

#### [定期点検報告制度と認定制度]

ビルの防火管理を徹底するためには、消防機関による立入検査や違反是正を徹底するだけでは十分でない。本来、防火管理は、ビルの管理について権限を有する人が自主的に行わなければならないのだが、自主性に期待しているばかりでも、その徹底は図れない。

今回の改正では、このことについて2つの仕組みが導入された。

一つは「定期点検報告制度」である。雑居ビルなど一定のビルについては、火災の予防に関する専門的知識を有する資格者が、火災予防上必要な事項が一定の基準に適合しているかどうか定期的に点検してその結果を消防機関に報告しなければならないこととされた。点検結果が基準に適合している場合には、所定の表示を付することができるとされている。

もう一つは「認定制度」である。消防機関が「長期間にわたって防火安全体制が良好に維持されている」と認定したビル等については、定期点検報告制度の対象にする必要はないということで、一種の緩和規定と理解すればよいだろう。この認定を受けたものについても、所定の表示を付することができる。

というわけで、雑居ビル等の利用者は、これら2つのうちどちらかの表示が付されているものについては防火安全体制が良好に保持されていると判断でき、逆に、表示がないものについては利用を控える、という判断が出来るようになる。

消防機関の立場からすれば、表示がないものは何らかの違反があるということになり、「立入検査 命令」という違反処理体制を効率的に推進することが出来るようになる。

#### [現場消防の努力に期待]

この火災については、本誌9月25日号の小欄で取り上げたが、中小雑居ビル対策の難

しさに言及して、「消防部局や建築部局も一時的に取り締まりの強化を図るだろうが、抜本的解決は難しだろう」と書いた。今回の消防法改正は、そのような予想に反して、規制当局が真正面からこの種のビルの防火安全対策に取り組むことを示したものである。筆者の不明を恥じるとともに、困難な戦いに取り組むことになる現場消防の努力に期待したい。

(2002年5月25日号)